

我が国における不正会計の 傾向と分析(2)

—2009年～2013年における不正な財務報告—
Trend and Analysis of Accounting Fraud in Japan (2)
—Fraudulent Financial Reporting: 2009–2013—

一ノ宮 士郎

Shiro Ichinomiya

専修大学経営学部

School of Business Administration, Senshu University

■キーワード

不正会計, 粉飾決算, 事例研究

■要約

本稿では、我が国における不正会計の傾向と分析(1)に引き続き、2009年から2013年の5年間に発生した不正会計の事例を主に定性的観点から分析した。傾向分析の結果、売上取引に係る不正、国内外の子会社での不正、新興企業における不正、コア事業以外での不正、有名大企業における不正が重要な傾向として確認された。

■Key Words

Accounting Fraud, Window Dressing, Case Study

■Abstract

In this paper, following the trend and analysis of accounting fraud in Japan (1), I analyzed some cases of fraud accounting occurring during the five years from 2009 to 2013 mainly from a qualitative point of view. As a result of the trend analysis, fraud related to sales transactions, fraud in domestic and overseas subsidiaries, fraud in emerging companies, fraud in non-core business, and injustices in well-known large companies were identified as important trends.

受付日 2017年3月13日

受理日 2017年6月27日

Received 13 March 2017

Accepted 27 June 2017

1 はじめに

過去10年間(2004年～2013年)を顧みした場合、我が国では不正会計が毎年のように発覚するようになった。そこで不正会計事例の特徴や傾向がどのようになっているのかを明らかにするため、事例研究を採用して定性的な分析を試みた。前稿の「我が国における不正会計の傾向と分析(1)」(一ノ宮2016)では、2004年～2008年までの前半5年間における不正会計事例を検討した。本稿では、残りの後半2009～2013年までの5年間における不正会計事例について検討することにした。

なお、前稿と同様、本稿でも、年度別に不正会計事例に関する特徴・傾向等を整理するに止め、過去10年間(2004年～2013年)における不正会計事例の総括的検討結果に関しては、別稿において取りまとめることを予定している。

2 不正会計の傾向分析(2009年～2013年)

前稿に引き続き、後半の5年間(2009年～2013

年)における不正会計事例を対象として、時系列(暦年ベース)で不正会計の傾向分析を行う。

2.1 2009年における不正会計の傾向

2009年においては、図表1・2に整理した通り、23件の不正会計事例が発覚している。前年(2008年)に発覚した件数より若干減少しているが、依然として二桁と件数は多い。まず目立つ点は、新興市場に上場する企業が11件と約半数を占めていることである。また不正が行われた舞台が親会社ではなく、子会社(海外を含む)というケースも多かった点が指摘できる(9件)。さらに、不正会計とはあまり縁がないと思われるようなインフラ系企業が含まれているところにも注目したい。すなわち、広島ガスと近畿日本鉄道の2社の事例である。

傾向分析の観点から、以下いくつかコメントを加える。

第一に、子会社における不正発生の拡大である¹⁾。国内子会社における不正も頻発しているが、日本企業の海外進出の活発化等を受けた結果、海外子会社での不正も散見されるようになった。因みに、2009年以降には、かかる子会社(さらに孫会社にまで拡大しているケースも発生)で

図表1 2009年の不正会計一覧(1)

会社名	市場	不正会計処理等の内容
セイコーエプソン	東証1部	海外子会社が売掛金過大計上や引当金過少計上等により、利益を過大計上
キューソー流通システム	東証1部	顧客への不適切料金請求による過大売上の計上
JDC信託	マザーズ	関連当事者間で、無形資産の循環取引により、利益の過大計上
幻冬舎	ジャスダック	現金の横領を隠蔽するため、証拠の改竄により架空資産(売上債権)の計上を継続
三井物産(2)	東証1部	売買取引に一部架空取引が存在
広島ガス	東証2部	子会社において、循環取引を行い、利益を過大計上
ダイキン工業	東証1部	同社及び子会社において、工事収益の前倒し、棚卸資産の計上操作により、利益の過大計上
SBR	ジャスダック	回収不能債権の未償却や架空売上計上による利益の過大計上
DPGホールディングス	セントレックス	子会社における実態のない売上・仕入取引による利益の過大計上
くろがね工作所	大証2部	売上計上時期に関する不適切な会計処理等により、利益の過大計上
CHINTAI	ヘラクレス	子会社における買掛金・売上原価の未計上等による利益の過大計上
中央化学	ジャスダック	海外子会社における売上原価の未計上・架空売上・在庫操作により利益の過大計上

(出所) 第三者委員会報告・ニュースリリース・新聞報道等から作成。

の不正が数多く見られるようになっている点は傾向分析で見逃せないポイントを含んでいる。重要性の観点からは、国内外子会社での不正によるグループ全体に与える金額的影響は必ずしも大きいとは言えないものの、国内外で多角的な経営を展開している企業であれば、数多くの子会社（孫会社・ひ孫会社）を抱えているはずである。

仮に一社と言えども、子会社の不正が発見された場合には、同様な不正が他の子会社にも存在するかもしれない潜在的危険性のあることは否定できまい。「チリも積もれば、山となる」の喩えの如く、不正が国内外の子会社で発見された場合には、そのインパクトを過小評価すべきではなからう。特に、日本からは目の届きにくい海外子会社には、外部監査人も頻繁に往査しているとは限らないから、海外子会社の多い企業には特に注意が必要である²⁾。

なお、同様の事例は少ないであろうと推測していたが、不正会計とは遠い存在と思われていたインフラ系企業での不正会計発覚は、筆者にとって衝撃的であった。広島ガスと近畿日本鉄道の事例であるが、どちらも親会社ではなく、子会社での不正発覚とは言え、改めて先入観を持たずに企業を評価する必要性を痛感させてくれる。

第二に、新興市場での不正会計の続発傾向である。すなわち相変わらず、売上高の過大計上等を中心とした不正が判明している。前稿でも指摘したが、新興企業にはIT関連企業も多く、外部監査人にとって、売上高の期間帰属の妥当性、実在性あるいは実現可能性を始めとした検証の困難な点が多数存在しているとしても、結果的に上場以前からの不正が見逃ごされてしまっていたことが明らかになっている。

内部情報を知り得る立場にある監査人にとっても検証が困難である以上、外部利害関係者にとって、上場後に不正会計の検出が困難であることは想像に難くない。資本市場育成の観点等から、徒に新興市場に上場する企業を危険視することは適切とは言えないが、不測の事態を招かないためにも、新興企業への投資家等は適時開示情報等を中心として、異常な変動の有無等に留意したモニタリングを常時行う必要性が高い点は、心に留めておくべきポイントであろう。

第三に、不正会計手法としての売上高（営業収益）の操作である。前稿でも指摘したように、売上高を巡る操作は循環取引を問わず、依然として多い。売上高の早期認識（前倒し計上）はまだまだ、架空売上高の計上の検出は大変困難である

図表2 2009年の不正会計一覧(2)

会社名	市場	不正会計処理等の内容
ユニバーサルソリューションシステムズ	ジャスダック	売上計上、有価証券評価損計上、貸倒引当金計上に不適切性があり、過大利益を計上
ミツウロコ	東証1部	売上原価の過少計上等による利益の過大計上
カヤバ工業 (KYB)	東証1部	子会社における棚卸資産の過大評価等による利益の過大計上
ノリタケカンパニーリミテッド	東証1部	子会社で受取手形のデータを改竄した上、現金化する着服が発覚（軽微なため、決算訂正せず）
アルデプロ	マザーズ	売上高の水増し計上等による利益の過大計上
近畿日本鉄道	東証1部	子会社において売上高の前倒し計上や架空売上計上や費用の過少計上により利益の過大計上
イデアインターナショナル	ヘラクレス	架空売上高の計上による利益の過大計上
リンク・ワン	マザーズ	実態のない不適切な売上により利益の過大計上
モジュール	ヘラクレス	有形固定資産の過大評価、不適切な貸付金処理と貸倒引当金不足等による利益の過大計上
アイロムホールディングス	東証1部	売上等の架空取引を行い、過大利益の計上
アジア航測	東証2部	売上高の前倒し計上等による利益の過大計上

(出所) 第三者委員会報告・ニュースリリース・新聞報道等から作成。

(一ノ宮 2005)。逆に言えば、容易に外部からは実態が見極められないからこそ、不正会計手法として多くの企業によって利用（悪用？）されているということであろう。企業規模の違いもあり限界があるものの、確実に指摘できる点は、平凡ながら時系列とクロスセクションの視点から、売上高の推移に留意することである。加えて健全な常識を働かせることもまた重要だろう。大きなイベントや外部環境の変化等を踏まえ、常識に反する動きが察知された場合、危険信号を感じるかどうかということである。

2.2 2010年における不正会計の傾向

2010年においては、図表3・4に整理した通り、33件の不正会計事例があった。2004年～2013年までの10年間における不正会計事例の中で不正発覚件数のピーク年が2010年である（一ノ宮 2016）。企業の顔ぶれを見ても、老舗企業、国際的優良企業、鳴り物入りで上場した新興企業というように多種多様、また業種的にもバラエティに富んでいる。表面的に共通点はあまりないように

も見受けられる。しかし、①子会社での不正、②売上高の操作（架空・前倒し等）、③循環取引（売上・仕入いずれも）の利用といった点は、傾向として前年までの状況と大差ない。さらに、新興上場企業であり、かつてのメディア・リンクスの事例と並ぶような質的な不正を行っていたエフオーアイの不正が発覚した点も特筆に値する。以下、特にコメントすべき事例をいくつか挙げてみたい。

まず、最近における内外でのM&Aが増加している状況の中での注目すべき事例が、JVC・ケンウッド・ホールディングスのケースである。同社は、オーディオ業界の老舗日本ビクターを子会社としたが、ビクターの海外子会社において営業費用や引当金の過少計上等により、以前から過大利益を計上していたことが経営統合後に判明し、結果的に同社が負ののれんの過大計上に該当するとして課徴金処分を受けたものである。

この事例では、M&A実施に際しての不正の可能性と共に、海外販社での不正とは言え、M&A以前から内部統制が十分に行き届いていなかった

図表3 2010年の不正会計一覧(1)

会社名	市場	不正会計処理等の内容
JVC・ケンウッド・ホールディングス	東証1部	統合前の日本ビクターにおいて、営業経費関係等に関する不適切処理により利益を過大計上
ローソンエンターメディア	ジャスダック	業績拡大及び個人的利得を目的に、不透明な資金取引を取引先と実施、会社資金を流用
アーム電子	ジャスダック	子会社において架空売上等により利益過大計上
ニッパン（日発販売）	東証2部	偽造書類により、架空仕入、架空返品処理等を実施
メビックス	マザーズ	売上前倒し計上による利益の過大計上
やすらぎ	セントレックス	関係会社との不動産取引による売上高等による利益の過大計上
佐藤商事	東証1部	実態のない商流取引を計上し、利益の過大計上
リミックスポイント	マザーズ	架空取引の捏造及び不良債権の引当未処理により利益過大計上
セガトイズ	ジャスダック	書類等を偽造し架空仕入取引を捏造し、金員を着服
シニアコミュニケーション	マザーズ	上場達成のため、売上の前倒し等により利益を過大計上
アールシーコア	ジャスダック	資金着服を隠蔽するため、架空契約を捏造
日産化学工業	東証1部	子会社において、着服を隠蔽するため、証憑書類を改竄
SBI ネットシステムズ	マザーズ	ライセンス販売の循環取引、架空ソフト開発等による利益過大計上
メルシャン	東証1部	架空売上、架空仕入、架空費用等の計上による利益の過大計上
アクロディア	マザーズ	子会社におけるソフトウェアの架空循環取引により過大利益を計上

(出所) 第三者委員会報告・ニュースリリース・新聞報道等から作成。

こと等いくつかの問題点も指摘されている。従って、被買収企業や合併相手企業に存在していた会計上の問題が顕在化する恐れもある以上、内外を問わず M&A に着手する場合には、当然のことながら不正調査を含めたデュー・デリジェンスを入念に行わなければならないことを再確認させてくれる³⁾。加えて昨今の不正発覚状況に鑑みれば、遠隔子会社に対する内部統制の整備・運用状況について、従来以上に眼を光らせて置く必要性が強いことも示唆している。

次に、不正会計により決算を仮装したことにより、上場を果たしたエフオーアイ⁴⁾とシニアコミュニケーション 2 社を検討してみたい。

どちらも上場以前から不正会計に手を染めていたことが判明しており、監査法人や証券会社等による上場審査に問題はなかったのかが問われる事例として共通性がある。前項でも新興企業による不正の続発を述べたが、社歴の浅さを踏まえたならば、これらの企業では内部統制の脆弱さ等に起因する不正発生は想定内の問題とも言え、深度あ

る調査を実施することで、不正の芽を潰す余地があったはずである。上場審査時に阻止できなかったことは、関係者全てが大いに反省しなければならない。

メディア・リンクスやアイ・エックス・アイ等と同じように不正を行って上場達成をした点で、両社は投資家を欺く極めて悪質性の高い企業であった。一方、不正の手口として巧妙な売上高の操作を行っていたため、前述のように上場審査時に不正を検出できなかった可能性も否めないが、新興企業を評価するには、売上高の推移や水準そして異常な変動には留意しなければならないことを再確認させてくれる⁵⁾。

そして、2010 年の不正の中で注目すべき別の事例は、メルシャンとホンダ 2 社の不正事例であろう。メルシャンは飲料メーカーのイメージが強いが、実は水産飼料事業も手掛けており、この水産飼料事業部門が、取引先と共謀した上で架空取引を捏造して売上高の嵩上げを図っていた不正会計が発覚したものである。

図表 4 2010 年の不正会計一覧(2)

会社名	市場	不正会計処理等の内容
丸藤シートパイル	東証 2 部	予算達成を図るため、架空売上による利益過大計上
エフオーアイ	マザーズ	上場のため、海外取引仮装や証拠改竄等により架空売上を計上
ファーマライズホールディングス	ジャスダック	架空工事により売上を過大計上し資金を着服
デザインエクステンジ	マザーズ	簿外負債や減損損失未処理等による利益の過大計上
フォーバル(2)	ジャスダック	会社資金の流用を隠蔽するため、架空経費支出や架空売上計上等を実施
リンコーコーポレーション	東証 2 部	子会社の長期不良化した営業債権等を操作し利益過大計上
日本産業ホールディングス	札幌	子会社における不適切な収益計上処理による利益過大計上
愛知時計電機	東証 1 部	架空売上、架空仕入による業績向上を意図した利益過大計上
鉾研工業	ジャスダック	架空売上等による利益の過大計上
日立工機	東証 1 部	海外子会社における架空売上等による利益の過大計上
東研	ジャスダック	売上等の前倒し計上による利益過大計上
ディー・ディー・エス	マザーズ	ソフト取引等に係る不適切な会計処理による利益の過大計上
プロジェ・ホールディングス	大証 2 部	子会社における売上等の不適切な会計処理による利益過大計上
ステラグループ	大証 2 部	子会社プロジェで売上等の不適切な会計処理(プロジェと重複)
スリーブグループ	マザーズ	債権・有価証券等の減損の過少計上等による利益過大計上
東京日産コンピュータシステム	ジャスダック	特別損失の不適切な計上による利益過大計上
Fonfun	ジャスダック	架空資産等の計上による利益過大計上
ホンダ	東証 1 部	子会社における循環取引等による利益の過大計上

(出所) 第三者委員会報告・ニュースリリース・新聞報道等から作成。

一方ホンダの場合も自動車会社であるにもかかわらず、子会社がやはり本業とは全く異なる水産事業を営んでおり、取引先と預かり在庫取引と称する一種の循環取引を行っていたことが発覚したものである。両事例に共通する重要な点は、どちらもコア事業とはかけ離れた水産事業部門で発生したことである⁶⁾。つまり不正会計の発生要因は、コア事業ではなく、傍流であったがゆえに、本社からの内部統制の目が十分に届かなかったことにある。また事業の特殊性から、水産事業がある意味で独立王国的存在のため、本社等から口出しをし難い環境にあった点にも問題があったのであろう。

コア事業ではない事業部門を外部から検証するのは、前述した海外子会社のケースと大差ない。そもそも多角化によって展開する様々な事業の全てを外部から検証すること自体も大変困難になりつつある現在、仮にセグメント情報が開示されて

いたとしても、コア事業ではないため、情報量も限定される。不正リスクは高いと思われるものの、事業部門レベルで不正を検出できる可能性は高くない。ここは、外部監査人に期待せざるを得ない。

2.3 2011年における不正会計の傾向

2011年においては、図表5に整理した通り、21件の不正会計事例が発覚している。ピークを経験した前年に比べ、件数は減少しているものの、内容的には非常に問題のあるケースも発覚している。特に、大王製紙とオリンパスは会計上のみならず、コーポレート・ガバナンス面でも物議をかもした事例であることは記憶に新しい。

また傾向としては、21件中10件が子会社に係る不正会計であり、繰り返しになるが、子会社での不正発覚という傾向は依然として沈静化していない⁷⁾。これに対し不正手法として利用される

図表5 2011年の不正会計一覧

会社名	市場	不正会計処理等の内容
大和ハウス工業	東証1部	子会社における売上原価の過少計上による利益の過大計上
ポプラ	東証1部	子会社において棚卸資産の架空計上による利益の過大計上
富士バイオメディックス	セントレックス	架空循環取引等により利益を過大計上
ゲオ	東証1部	子会社における架空取引等による利益の過大計上及び違法行為
大水(2)	大証2部	架空循環取引による利益の過大計上
インネクスト	アンビシャス	売上前倒し、循環取引等による利益の過大計上
RHインシグノ	札幌	子会社に係るのれんの不適切処理による利益過大計上
京王ズホールディング	マザーズ	役員と子会社間の不明朗な資金取引や架空売上等による利益の過大計上
塩見ホールディングス	大証2部	ベンチャー子会社化に伴うのれん等の不適切処理による利益過大計上
ホックク	ジャスダック	FC譲渡契約に係る架空売上による利益過大計上
大王製紙	東証1部	連結子会社から会長への貸付金表示等に関し不適切な会計処理
クラウドゲート	アンビシャス	水増し取引や循環取引等により利益過大計上
ピーアンドピー	ジャスダック	子会社における過大な売上計上による利益の過大計上
オリンパス	東証1部	内外における過大な企業買収費用等を利用し、有価証券投資損失を隠蔽
マキヤ	ジャスダック	伝票改竄による棚卸資産等を利用した利益過大計上
戸田建設	東証1部	子会社での売上過大計上及び売上原価繰延等による利益過大計上
住友大阪セメント	東証1部	棚卸資産水増しによる利益過大計上
メガネスーパー	ジャスダック	水増し棚卸資産による利益過大計上
野村マイクロ・サイエンス	ジャスダック	完成工事原価を仕掛工事原価等に付け替え利益過大計上
KFE JAPAN	セントレックス	海外子会社における売上原価の不適切処理等により利益過大計上
共同ビーアール	ジャスダック	会社資金の私的流用を仮装及び不適切な情報開示

(出所) 第三者委員会報告・ニュースリリース・新聞報道等から作成。

傾向があった架空循環取引は、2011年では4件と相対的に減少している。推測の域を出てはいないが、架空循環取引をしにくくなってきたので、かかる不正を行う企業が単純に減少したという解釈も成り立つ一方、架空循環取引を行っている企業が存在していても、巧妙さが増して監査等で露見しなかったに過ぎないという解釈も有り得る。架空循環取引に対する警戒は怠ってはならないだろう（一ノ宮 2005）。

前述したように、2011年は大王製紙とオリンパスという大型不正事例が発覚したが、両社の状況は大きく異なる。前者は、創業家に連なる経営者が、自己の利益を図るために不正を行ったという典型的なケースである。しかし、2004年～2013年までの不正事例の中では、不正の全体構図が大王製紙と同様な事例はなく、かつ私腹を肥やすため会社財産を横領する不正とも言い難い事例である。動機がギャンブルをする為の資金が必要となり、自己の欲望を満たすべく、子会社等に命じて資金を捻出させたというものであり、戦後における上場企業の不正事例を見渡しても、稀有な事例と言える。コーポレート・ガバナンス等の観点から検討するには意味もあろうが、本稿の目的とする会計的観点から不正の傾向を分析する事例としては必ずしも相応しくはない。従って、大王製紙についてのコメントはこの程度に留めておきたい。

一方、オリンパスは大正8年設立の名門光学機器メーカーであり、内視鏡では世界的に高いシェアを持つ企業として知られ、同業他社に比べ地味な企業というイメージがあり、およそ不正とは縁遠い存在であった。不正が発覚した経緯は、外国人社長の解任に伴い⁸⁾、過去における同社の企業行動（不明朗なM&A等）に疑問が提起され、設置された第三者委員会において不正会計が明るみに出たことによるものである。たまたま起きた社長解任事件が無ければ、同社における長期間にわたる不正が発覚することはなかった可能性は高いと思われる⁹⁾。

同社は、バブル崩壊後の業績低迷時に財テクを

試みたものの、多額の含み損を抱えるに至った。その後、金融商品の会計基準が変更されたことから、海外子会社等を介在させた複雑なスキームを構築し、設立したファンドに含み損を抱えた金融商品を譲渡し（いわゆる飛ばし行為）¹⁰⁾、含み損を表面化させないように簿外化した。また、M&Aに伴う多額の買収資金をファンドに還流させ、結果的に簿外損失をのれんに置き換え、償却を図るという複雑な仕組みで不正を行った。このように海外取引等を介在させた高度な金融テクニックを駆使した同社の不正会計の発覚は、まったく偶然の出来事であった訳である。

オリンパスの事例でも、加ト吉で指摘したように、長期間居すわった実力ワンマン経営者の影響力が大きく、事実上内部統制は機能不全となり、会社ぐるみの不正の様相を呈してしまった。加えて、不正の全体像が描きにくいことも不正発覚を遅らせた要因とも考えられる。

オリンパスの事例は、複雑性や国際性等の点から、従来の不正事例に比べて極めて大掛かりな不正であった。傾向分析の観点では、かかる不正が今後も発生するかどうかについて、我が国企業の現状に鑑みれば、後年の東芝の例にもあるように、その可能性を否定し切れなれないと思われる。そうであれば、外部利害関係者としての防御策は、既に指摘してきたように、企業の名声等に捉われることなく、健全なる懐疑心を持って業績や経営環境を冷静に検証することに尽きるであろう。とりわけ、M&Aを国内外で積極的に推進している企業の場合、M&Aによる財務的なインパクトだけではなく、潜在的不正リスクに対しても、今まで以上に注意を払うべきことを、オリンパスの事例は教えてくれている。

2.4 2012年における不正会計の傾向

2012年においては、18件の不正会計事例が発覚した（図表6）。件数的には前年より若干減少はしたが、不正の傾向は大きく変化していない。

企業の顔ぶれも、新興企業・中堅企業、そして老舗大企業と規模を問わず多様であるところも、

図表6 2012年の不正会計一覧

会社名	市場	不正会計処理等の内容
東理ホールディングス	東証2部	役員等への貸付金や貸倒引当金等の会計処理が不適切
ストリーム	マザーズ	不適切な仕入値引及び取消による利益の過大計上
J.フロントリテイリング	東証1部	自己の業績を装うため、架空売上上の計上と商品の横領等を実施
加賀電子	東証1部	子会社において内部統制に反するような値引処理等を行い、過大な売上計上
アイ・エム・ジェイ	東証1部	同社及び子会社における架空取引により利益過大計上
プリンシパル・コーポレーション	ジャスダック	子会社における営業権処理等による利益過大計上
パスコ	東証1部	ソフトウェア関連費用を資産計上し利益の過大計上
アビックス	ジャスダック	売掛金回収処理として不適切な処理を実施
ハイブリッド・サービス	ジャスダック	不適切な返品処理による利益の過大計上
沖電気工業	東証1部	海外子会社における売上操作により利益の過大計上
ニチリン	大証2部	海外子会社における棚卸資産により利益の過大計上
コマニー	名証2部	海外事業に係る取引等において不適切な処理
神姫バス	大証2部	子会社役員が横領目的で工事水増しや架空工事等により不正支出を実施
オリバー	名証2部	架空売上・仕入取引による利益過大計上
明治機械	東証2部	子会社での押込み販売・架空販売等による利益過大計上
テー・オー・ダブリュー	東証1部	売上高の過大計上及び売上原価の過少計上による利益過大計上
アイレックス(1)	ジャスダック	架空売上による利益の過大計上
マツヤ	ジャスダック	仕入割戻に伴う過大な未収入金計上等による利益の過大計上

(出所) 第三者委員会報告・ニュースリリース・新聞報道等から作成。

今までに指摘してきたところである¹¹⁾。従って、何よりも不正を行う企業の基本的プロファイル(規模、業種、競争環境、経営陣、ガバナンス、ビジネスモデル、経営姿勢等)に目を向ける必要性は高まることはあっても、低くなることはない。

2012年に発覚した不正事例の中で、特に留意すべき事例として、再度海外子会社での不正に焦点を当ててコメントを加えてみたい¹²⁾。ここで取り上げるのは、沖電気工業、コマニー、ニチリンの3社である。

まず、沖電気工業は地味ながら特色のある老舗通信機器メーカーである。エレクトロニクス業界での競争激化から、近年はソフトウェア等のソリューションビジネスに注力していたものの、業績は芳しくなかった。不正はプリンターを手掛けるスペインの販売子会社で発生した¹³⁾。その子会社は、架空売上計上、売上債権の隠蔽、ファクタリングを利用した重複ファイナンス等により業績を偽装していたものである。創業時からの現地

経営者に事実上経営を任せきりにしていたこともあり、十分に本社のモニタリングが届いていなかった等から、不正な会計処理が行われていた模様である。沖電気は、本件不正により約300億円の利益の減額修正を与儀なくされ、海外関係会社の不正とは言え、低迷していた業績に連結ベースで大きなマイナスの影響をさらに受ける羽目になった。

次にコマニーであるが、買収した中国子会社を巡り、連結の範囲の妥当性や関連当事者間での取引の処理の妥当性等が問題視されたものである。中国企業の買収に係る不正という点で、2015年に発覚したLIXILでの不正事例を彷彿させる。海外事業という点では、沖電気の事例とも共通性がある。地方の中堅企業であっても、中国で事業展開を進めている企業も多い現状に鑑みれば、買収や合併設立等に絡み同様の事例が今後も発生する恐れがない訳ではない。第三者委員会の報告書によれば、中国事業担当が取締役に情報を報告していなかったこと等が不正の背景事情とされている

る。やはり内部統制の不徹底の誹りを免れまい。

ニチリンも、コマニー同様地方の中堅メーカーであるが、米国子会社が業績を糊塗すべく、棚卸資産の水増し等を行い、利益を過大計上していた不正事例である。過去何度も指摘されてきた古典的事例であるが（一ノ宮 2003, 2004）、国内ではなく、遠く離れた海外が不正の舞台であり、本件も本社の統制が行き届かなかった点に不正発生の一因があり、国が違えども、やはり前述した二事例と共通する点も認められる。

以上、企業規模を問わず、海外子会社での不正を取り上げた。事業の国際的展開はどのような企業でも日常茶飯事となっている現在、不正が国内外を問わずどこでも発生し得る環境にあることを強調しておきたい。

2.5 2013年における不正会計の傾向

2013年においては、図表7に整理した通り、22件の不正会計事例があった。件数的には、2011年に匹敵する規模である。近年大きな話題を集めた東芝を除けば、2013年に不正が発覚した企業の規模としては、比較的中堅企業が多い点を指摘しておこう。

使用された手法としても、やはり以前からの不正事例の傾向から逸脱するものはなく、架空売上（循環取引を含む）の計上が多い。また不正の行われた舞台も、22件の内8件（約4割）が子会社であり、この点も同じような傾向が続いている。従って、傾向分析からの留意点にも特に大きな変化はない¹⁴⁾。

いくつか特徴的な事例もあるが、ここでは不正会計と倒産に着目してコメントしておきたい。不正会計あるいは粉飾決算をしていたから、当該企業が倒産するとは必ずしも言えない。両者には因果関係がある訳ではない（一ノ宮 2003）。但し過去の事例を見る限り、例えばカネボウのように倒産を回避するため、やむを得ず不正に手を染めてしまったとされる事例が我が国に多いのも事実である¹⁵⁾。

本稿で述べてきた不正会計事例においても、実

際倒産するに至ったケースはさほど多くはない。特に、リーマンショック以降の景気回復のため制定された中小企業金融円滑化法の影響もあるとされているが、ここ数年における企業倒産の件数は少ない。大企業に比べ、企業体力的に弱いと思われる中小企業でも、不正会計を契機に信用不安や資金繰り破たんて倒産することもないのは、かかる制度的下支えがあつてのことかもしれない。そこでこのような状況にもかかわらず、不正の結果あえなく倒産してしまった企業であるインデックスとクロニクルを取り上げて検討してみたい。

まず、インデックスを見てみる¹⁶⁾。同社は、1995年設立の新興IT・ゲーム企業である。積極的な事業展開を行ってきたが、海外事業の失敗に加え、日本振興銀行の不正融資の煽りも受け、2013年に民事再生法適用の申立てに追い込まれた。かつて企業の寿命は30年とも言われていたが、当社は30年にも満たなかった。新興企業にありがちなパターンであろうが、上場で調達した資金の大半を企業買収等に費やした結果、上場後における急激な成長を達成したものの、組織等の対応が追い付かず、経営管理の綻びから多額の損失を計上することを余儀なくされた。但し、同社の場合、取引先等と共謀し、ソフトウェアの架空循環取引等により、利益の過大計上を行っていたことも判明したが、財務基盤も弱く、多額の損失計上による債務超過を回避するのは元来困難であったものと推測され、早晩行き詰まることは目に見えていた。

次に、クロニクルを検証しよう¹⁷⁾。同社も、1980年に宝飾品卸売事業からスタートした新興企業であるが、徐々に事業内容が変容し始め、投資事業や情報事業にも手を染めるに至った。但し前述したインデックスとは異なり、金融機関の不正融資に係る役員の逮捕というダークサイドの事件性をも併せ持つ不正事例という点が特徴的である。

同社の不正は、偽造書類（金銭消費貸借契約書等）による損失回避、架空売上計上、架空在庫計上等によるとされている。第三者委員会の報告書

図表 7 2013年の不正会計一覧

会社名	市場	不正会計処理等の内容
クロニクル	ジャスダック	出資金・在庫に係る不適切な会計処理と横領等を実施
OUGホールディングス	東証1部	子会社における棚卸資産等の不適切な処理
ユニバーサルエンターテインメント	ジャスダック	不適切な手数料処理等による利益過大計上
ネットワンシステムズ	東証1部	架空費用の計上等による利益過大計上
椿本興業	東証1部	架空循環取引等による利益の過大計上
守谷商会	ジャスダック	工事原価の付け替えによる利益の過大計上
扶桑電通	東証2部	架空取引・スルー取引による過大利益の計上
大興電子通信	東証2部	原価の付け替えに伴う費用の繰延による利益過大計上
インデックス	ジャスダック	循環取引や架空取引により、利益を過大計上し債務超過を隠蔽
フリービット	マザーズ	子会社における架空仕入・架空売上等による利益過大計上
ハマキョウレックス	東証1部	架空売上計上及び取引利用による着服を実施
イチケン	東証1部	工事原価の着け替えによる利益の過大計上
クリーク・アンド・リバー	ジャスダック	取引先支援等のため子会社で循環取引を実施し利益過大計上
雑貨屋ブルドッグ	ジャスダック	棚卸資産を操作し利益を過大計上
イオンフィナンシャルサービス	東証1部	海外子会社における営業債権の水増し、費用の過少計上等による利益過大計上
雪国まいたけ	東証2部	土地や広告宣伝費等についての不適切処理で利益の過大計上
東芝	東証1部	子会社が費用振替による資産過大計上等により利益の過大計上
サニックス	東証1部	子会社において架空売上計上等により利益の過大計上
タマホーム	東証1部	子会社における売上計上や代金回収等により利益過大計上
リソー教育	東証1部	同社及び子会社において売上前倒し等により利益を過大計上
山下医科器械	東証1部	過大な売上計上等により利益過大計上
アイレックス (2)	ジャスダック	過大売上や資産の不適切評価等により利益の過大計上

(出所) 第三者委員会報告・ニュースリリース・新聞報道等から作成。

によれば、同社ではガバナンスが全く機能していなかった。役員が不正会計により積極的に企業存続を図った点も明らかにされているが、しかし倒産を回避することが目的なのかどうかも怪しく、私腹を肥やすような動きも指摘されており、企業倫理的にも問題の多い事例であった。

どちらも、我が国における過去の粉飾・倒産事例でたびたび発覚したように、決算を糊塗して企業の存続を図ろうとした倒産回避型の不正会計である。内容的にはかなり性格が異なるものの、不正会計により倒産回避を意図したとしても、所詮は一時的な対処療法に過ぎず、抜本的な経営改善に至るまで時間稼ぎをできるだけ体力が備わっていないため、一端綻びが見えたら最後、倒産という破局を迎えてしまう新興企業特有のリスクの高さが存在していることを改めて認識させてくれる。不正会計が倒産に直結しないのはそれなりの

事情があることに注目しておきたい。

3 | 5年間(2009年～2013年)における不正会計の傾向の整理

本稿では、最近の10年間(2004年～2013年)の内、リーマンショックが発生した後の厳しい経済環境下での後半5年間(2009年～2013年)における不正会計事例を概観してきた。前稿と同じように、後半5年間の事例から浮かび上がった特徴等を傾向分析の結果としてまとめれば、

- ① 売上取引に係る不正リスク(架空循環取引を含む)の危険性は引き続き高いこと
- ② 国内外の子会社での不正発生の危険性が増大していること
- ③ 上場から日が浅く急成長する新興企業における不正の懸念が増加していること

- ④ 本業から外れた事業領域での不正の可能性にも留意すること
- ⑤ 老舗あるいは有名大企業でも不正が実施されている危険性は否定できないこと
- 以上の諸点を挙げることができる。

①～③については前稿で指摘したところでもあるが、相変わらず2009年～2013年の不正事例においても多く確認され、原因の根深さや発見の困難さが窺われる。②の子会社に関しては、特に遠隔地でもあり、日本の本社からのコントロールが必ずしも十分に届いていない海外子会社を舞台とした不正が常態化しつつあるところは懸念すべき点である。我が国企業のM&Aが活発化するに伴い、海外子会社の数も業態も増大・多様化しており、不正のリスクは増すことはあれ、これから減ることはないように思われる。M&Aを実施した企業を評価する場合、情報の制約はあるものの、外部利害関係者としては、経済環境や業界の内外での動き等を踏まえた健全な懐疑心を持って検討することが求められよう。

④については、従来とはやや異質な傾向と言えない訳ではないが、本社の目が届きにくいという面では、海外子会社と似た側面があり、本業から外れた事業部が独立王国化しているような場合には、不正が発生することも有り得ると考えなければならない（この点は、外部利害関係者というよりも、むしろ企業内部の人間にとって重要な留意点と言えよう）。従って、当該事業部門が急成長や好業績を記録しているようなケースが仮にあれば、業績を他社比較も交えて検証しておく意義もあるのではないだろうか。同業他社と異なる動きが見られる場合には、一応注意は払っておくべきであろう。

⑤は不正会計の発生について予断を持つべきではないことを示唆する。企業分析上老舗や有名大企業であれば、新興企業や中小企業に比べ、企業体力でも収益力でも問題はないように感じるの自然であろう。しかし、東京電力や三菱自動車を始めとした昨今の相次ぐ企業不祥事の発生、さらに経団連会長を輩出してきた名門企業東芝での不

正会計の発覚等に鑑みれば、規模や社歴あるいは過去の名声等とは無関係に、いかなる企業でも不祥事ないし不正会計は起こり得るものであると認識すべきなのであろう。企業評価では、従来からの常識を疑ってかかり、虚心坦懐に素直に分析すべき企業を見つめる姿勢が今こそ大事であると強調しておきたい。

4 | まとめ

前稿と併せて過去10年間における、我が国の不正会計を概観してきた。前稿でも述べたように、2015年は我が国ディスクロージャー制度にとり記念すべき年であったにもかかわらず、多くの企業の不祥事や東芝の不正会計が大きく話題となった。しかし、その後も不祥事や不正会計が引き続き発覚している。但し、表面的には不正発覚の件数が増加しているように見えても、もともと明るみに出たはなかった不正が、監査の厳格化や企業内部での意識改革等もあり、顕在化した結果であると解釈することも可能である。確かに不正会計の発覚件数が増加しているものの、これも仮に発覚しなければ、現在に至るまで闇に葬られたままの不正も恐らく多かったであろう。当然ながら依然表面化していない不正も存在していよう。例えて言えば、ガンの発見件数が増加しているとされるが、急にガン患者が増えた訳ではない。診断技術の進歩により従来であれば早期発見が困難であった初期段階のガンも発見されるようになった結果と同じことであろう。本質を理解するためには、表層的な現象に惑わされることなく、実態を見極めることが肝要である。財務報告を取り巻く状況は、決して悪化しているとも言いきれないが、手放して改善していると喜ぶ訳にもいかないのかもしれない。

財務報告の信頼性を担保する役割を担う監査人に対しても、ガバナンスを求める動きが実現されるだけでなく、フェア・ディスクロージャーの制度化もなされる見込みである。かかる改革がどの

程度不正会計の抑制に影響するか現時点では定かではない。また企業のコーポレート・ガバナンスの改善もさらに進められてはいるものの、不正会計に対する抑止効果がどの程度あるのかもまだ見えてはこない。

かかる状況において、企業を取り巻く様々な利害関係者、特に情報劣位にある外部利害関係者にとって、不測の損害等を被らないためにも不正発見は重要である。一方不正発見に関しては、未だ検証力に優れた決定的な手法が確立されてはいないと前稿で指摘したところである。2004年から2013年までの過去10年間における不正会計を検討してきたが、時系列で不正会計事例をフォローして検討するという傾向分析を行った結果明らかになった単純なことは、企業という舞台は変われども、似たような不正が手を変え品を変えて登場

しているという事実である。だからこそ事例研究を継続して行う必要性を強調したい。

不正と言えども、実行するのは人間である以上、多少の差異はあるとしても、本質的な部分については大幅に変化するものではなく、例えば売上操作の如く同じような不正が反復されやすいという傾向が再確認できた点は意義深い。改めて単に事例研究を網羅的に行うのではなく、不正企業の反復性や不正手法の類似性などを時系列で浮き彫りにするように整理し直す傾向分析を行ったところが本稿の貢献である。

以上の定性的分析結果を踏まえて、別稿では定量的な側面にも目を向けて過去10年間における不正会計事例の総括的検討結果を整理することとしたい。

●注

- 1) 海外子会社については、例えばオリンパスのケースのように、巨額なM&Aや資金取引を介させる不正事例も発覚している以上、グループ全体から見て、不透明かつ合理性に欠けるような取引等が発生していないかどうか、不自然な子会社が設立されていないかどうか等を少なくとも確認しておく必要がある。但し、公表資料で十分な情報開示がなされていない可能性もあり、限界もあることは否めない。
- 2) この点は、不正会計にとどまる問題ではなく、不正一般にも当てはまることであろう。常日頃から子会社と言えども、本社の目が光っているという緊張感をもたせておくべきことが不正を未然に防ぐポイントである。
- 3) 但し、M&Aには時間的制約等様々な障害もあることが多く、必ずしも目論見通りにデュー・デリジェンスが行えるとは限らない。事後的に不正会計が仮に発覚したとしても、会計上の損失等を吸収し得るような財務的クッションや会計的な対応を講じて置くことも忘れてはならない点である。最近LIXILにおいても、買収したドイツ企業の中国子会社が不正会計に手を染めていたことが買収後に明らかとなり、LIXILが多額の損失を被った事例が発生している。直接買収した企業だけではなく、その子会社（買収先から見れば、孫会社に相当）にも、特に海外でのM&Aでは注意をしなければならないことを示唆する事例であるが、海外でのM&Aを実施していくに際しては、避けて通れない問題である。80年代あるいは90年代におけるM&Aとは異なり、不正発覚リスクのインパクトも十分に勘案してM&Aに着手することが、現在（そして今後）の我が国企業には求められている。
- 4) エフオーアイは、2009年11月に東証マザーズに鳴り物入りで上場した企業であるが、約半年後の翌年5月に早くも破産するに至った。
- 5) 新興企業の場合には、特に売上高に留意しなければならないが、例えば売上高を分析する際、当該企業のビジネスモデルと儲ける仕組みを十分に理解した上で、決算期ごとに計上可能と予想される売上高を算出し、実際の売上高と照らし合わせ、合理的に許容できる範囲内の変動かどうかを吟味するようなスタンスが大事である。単に財務比率等を算出してこと足れりとはいかないところが、新興企業分析でのポイントであることは言うまでもない。
- 6) なお、かかる状況は、決して他人事ではなく、どの企業にも起こり得る不正リスクである。内部統制の観点からも、JVC・ケンウッド・ホールディングスの海外事例と並び両社の事例は研究に値する。
- 7) 子会社での不正会計発覚については、急に不正が増加したというよりも、元来存在していた不正が、外部監査や内部統制でも注意するようになってきた結果として、近年急激に不正が増加したように見えるようになったというのが実際のところなのかもしれない。
- 8) 不正発覚の経緯は、月刊誌FACTA（2011年8月号）に掲載された記事について、ウッドフォード社長が前任者に記事内容について問いただしたところ、突然解任されたことが契機にあると言われている。
- 9) 以前の監査人であったあずさ監査法人（その後新日本監査法人に変更）が取引内容について疑義をはさんだことがあったものの、当時は監査人の追及をかわしたことがあったとされている。その時点でさらに深度のある監査を行っていたとしたならば、不正はもっと早く明るみに出ていた可能性もあろう。

- 10) 山一証券事件以降、飛ばしは行われていなかったと思われるが、実際はオリンパスのように隠れて行っていた企業も存在していたことになる。以前にも増して国際取引や海外M&Aを絡めるなど複雑なスキームになっていたため、監査人も欺く結果となっていた。従って、飛ばしのような損失先延ばし行為などは、もう存在しないと断定してしまうことは危険である。逆に潜在的なリスクは、むしろ現在の方が高まっていると見るべきではなからうか。
- 11) 井端(2015)は、2012年に発覚した不正事例について、不正企業の小規模化が進んでいると指摘している(245頁)。確かに前年の大王製紙やオリンパスに鑑みれば、不正金額等を含め、全体として小粒化していることは否めない。逆に、小粒化するということは、不正を外部から検出することがそれだけ困難化することでもある。決して事態を甘く見てはならないと思われる。
- 12) 既に述べたように、子会社での不正は内外共に発覚しているが、我が国での不正事例として近年特に目立つのは海外子会社を舞台とした不正であることに鑑み、特にコメントを加えることにした。
- 13) スペインの販社は、沖データの100%子会社OKI EUROPE Ltd.(欧州販売統括会社)の子会社であった。子会社での不正とは言え、沖電気の規模にとっては、かなりの痛手であったことになる。
- 14) 本稿の対象外ではあるが、2014年以降現在に至るまでに発覚した不正会計事例でも、同様の傾向が続いていることも指摘しておきたい。
- 15) 因みに、不正を行った動機として、会社の存続のためという場合が多いものの、実際は私利私欲や自己保身のため不正を行ったと推測される場合も少なからずあり、当事者の弁明は額面通りに必ずしも受け取れない。
- 16) 2013年に、不正会計の疑いから、証券取引等監視委員会の強制捜査が及び、それが信用不安を惹起せしめて同社は倒産せざるを得なくなった。なお、倒産の結果、第三者委員会報告が公表されていないため、他の事例と異なり、本件不正の背景や手法等の詳細は不明のままである。
- 17) クロニクルは、2004年に上場を果たしている。しかし、会長が主導した不正会計が判明した後、新興企業の常であるが、企業体力の脆弱さが露呈し、2013年に入ると一気に自己破産にまで突き進み終焉を迎えてしまった。因みに、会長が死亡していることから、事件の全容は必ずしも全て解明されているとは言えないところもある。

●参考文献

- 一ノ宮士郎(2003)「利益操作の研究—不当な財務報告に関する考察—」『経済経営研究』Vol.23-4, 日本政策投資銀行設備投資研究所。
- 一ノ宮士郎(2004)「利益操作に関する日米英の比較」山地秀俊編著『アメリカ不正会計とその分析』51-88頁, 神戸大学経済経営研究所。
- 一ノ宮士郎(2005)「不正な財務報告と収益認識問題」『企業会計』第57巻第2号, 110-118頁。
- 一ノ宮士郎(2016)「我が国における不正会計の傾向と分析(1)—2004年~2008年における不正な財務報告」『専修マネジメントジャーナル』第6巻第1号, 1-14頁。
- 井端和男(2015)『最近の粉飾—その実態と発見法—』第6版, 税務経理協会。